

各位

会 社 名 株 式 会 社 海 帆 代表者名 代表取締役 守田 直貴 (コード番号:3133 東証グロース) 問合せ先 取締役管理本部長 水谷 準一 (TEL. 052-586-2666)

(開示事項の変更) 固定資産の取得に関するお知らせ

当社は、2022年12月5日に開示いたしました「固定資産の取得に関するお知らせ」に関して、 下記のとおり変更いたしましたので、お知らせいたします。

本件に関しましては期を跨いだ開示事項の変更となった理由としましては、本件が事業として成り立つかのサンプルとして考えていた事、クリニックとの業務支援契約の締結及び開院に時間を要した事から検討が長期化した事、本件固定資産の取得変更に係る開示の必要性に関して当社での認識不足であったことから、投資家の皆様には本日のお知らせとなりました。

記

1. 固定資産の取得内容の変更経緯

当社は、2022年12月5日に開示いたしました「固定資産の取得に関するお知らせ」に記載のと おり、店舗の有効的な活用と収益性の改善を行うことを目的とし、店舗の改装を行うため内外装・ 設備などに係る固定資産を取得することとしておりました。

当社は居酒屋を中心とした飲食事業を店舗展開しておりますが、新型コロナウイルス感染症拡大の影響は大きく、今後のリスク分散を目的として飲食事業以外の可能性を日々検討しております。

当社グループは飲食事業において、独立支援等を目的とした店舗展開も行っております。

例えば、当社が運営する飲食店舗を独立して飲食店の経営を考えている従業員等に貸し出し、店舗の運営や従業員の雇用・教育といった業務を行ってもらい、賃貸借契約や固定資産の管理、 経理等の会計処理は当社が行うといったものとなります。

独立して飲食店を行う際には、物件の確認・契約、資金調達、内外装の手配、従業員の雇用・教育やそれに関するマニュアルの整備、会計処理、税金の支払など様々な業務が存在しますが、その一部を当社が行いつつ徐々に独立したい者に引き継いでいくことで、安心して独立できるような仕組みとして考えており、当社グループにおいては24店舗(2024年1月末現在)の実積がございます。

この仕組みを以って、飲食以外の業種による店舗の有効的活用ができないかと当社は模索をし

ておりました。

そのような中、美容クリニック事業を行うために物件を探していた医療法人社団修永会(以下、「修永会」という。)に対し、飲食事業での活用を予定していた店舗物件を当社が美容クリニック用に改装し貸し出すこと及び美容クリニックのマーケティング並びに広告・プロモーションを当社が担当することとなり、当社と修永会は、2023年12月15日付けでクリニック運営に関わる営業支援契約書を締結しました。

また、院内設備(医療機器)の購入に関しても当社が取得し貸し出す予定でおりましたが、当社 は医療法人ではないため医療機器を購入することができず、当社と修永会にて協議を行い、医療 機器購入に係る資金を一部当社から金銭消費貸借契約書にて修永会へ貸付け、修永会が院内設備 (医療機器)の購入を行っております。

- (1) 金銭消費貸借契約書(実行日:2023年8月4日、金額:65百万円、利率:年2.0%、返済期日:2023年9月30日、担保:購入した院内設備、貸付け原資:一部が第5回新株予約権による調達額、全額返済完了)
- (2)金銭消費貸借契約書(実行日:2023年10月31日、金額:150百万円、利率:2.0%、返済期日:2024年4月30日、担保:購入した院内設備、貸付け原資:第5回新株予約権による調達額)

当社と修永会は、修永会の理事長と当社従業員が以前より面識があり、2022年9月頃にその従業員を介して当社取締役である吉川が修永会の理事長と面談いたしました。2022年9月当時、修永会は東京の医療法人であり、東京にて美容クリニックを開業する予定で東京の物件を探しておりました。しかしながら、競合の多さや賃料の高騰により希望の物件が見つからずなかなか美容クリニックの開業が実現できない状況となっていた等のお話を伺っており、当社もいくつか不動産会社様と交渉ができましたので、修永会と秘密保持契約を締結し物件のご紹介をしておりました。また、当社代表取締役である守田が現在も経営している広告代理店において、過去に複数の美容クリニックの広告宣伝を請け負っていた経験から、そのほか開業支援などができないか当社内において検討を重ねてまいりました。

そのような中で、当社は名古屋市中区栄に空き物件を確認しており、当初は飲食店舗の出店を 計画しておりました。しかしながら、当該物件は立地が良く周辺にもクリニックの店舗が見受け られ、クリニックの物件として良い場所なのではないかと判断し、当社取締役の吉川から修永会 の理事長へ提案いたしました。

その結果、当社としては、飲食店舗の出店として計画は進めておりましたが、修永会の理事長より本物件は美容クリニックとして出店したい旨の希望をいただき、本件の形で開業を支援することといたしました。

また、当該美容クリニックは2023年11月からモニター施術を開始しており、本営業は2024年4月を予定しております。

2. 変更の内容

(1) 固定資産の内容

【変更前】

取得予定価格 店舗内外装一式 55百万円

【変更後】

取得価格 美容クリニック内外装一式 86百万円

(2) 取得日程

【変更前】

着工及び工事期間 2022年12月~2023年2月予定

引き渡し 2023年2月予定

【変更後】

着工及び工事期間2022年12月~2023年9月引き渡し2023年9月引渡し完了

3. 相手先の概要

(1)名称	医療法人社団修永会	
(2)所在地	愛知県名古屋市中区栄三丁目 15番 37号 エフジー栄ビル 3階	
	(美容クリニック住所と同様)	
(3) 代表者の役職・氏名	理事長 宮嶋 尊則	
(4) 事業の内容	診療所を経営し、科学的でかつ適正な医療を普及することを目的とする。	
(5) 出資金	7,500 万円	
(6) 設立年月日	2001年8月7日	
(7)純資産	非開示	
(8) 総資産	非開示	
(9)当会社との関係	資本関係	当該事項はありません。
	人的関係	当該事項はありません。
	取引関係	当社は、院内設備の購入を目的として、
		金銭諸費貸借契約書にて、資金の貸付け
		を行っております。
		実行日 : 2023 年 10 月 31 日
		貸付金 : 150 百万円
		利息 :年2%
		返済時期:2024年4月30日
		担保 : 購入した院内設備
		また、営業支援契約を締結し、修永会の
		営業に関する支援を当社が行ってまい
		ります。
	関連当事者への該当状況	当該事項はありません。

4. 業績に与える影響

本件に係る当社の業績に与える影響は軽微でありますが、今後、開示すべき事象が生じた際は速やかに開示いたします。

以上